

ビジネスと人権に関する
行動計画（NAP）に係る
作業部会

第2要請書及び

『ステークホルダー共通要請事項（第2）』

第 2 要 請 書

ビジネスと人権に関する行動計画に係る

関係府省庁連絡会議 御中

令和 2（2020）年 6 月 2 日

ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会

ステークホルダー構成員一同

令和 1（2019）年 11 月 21 日、ビジネスと人権に関する行動計画（「**NAP**」）に係る作業部会ステークホルダー構成員（「**SH**」）一同は、政府に対し要請書（「**第 1 要請書**」）を提出しました。その後令和 2（2020）年 2 月 17 日に行動計画の原案（「**NAP 原案**」）がパブリックコメントに付されましたが、**SH** 一同は、同 **NAP 原案**には第 1 要請書の内容が十分に反映されておらず、個々の要請内容の反映の可否とその理由についてさらなる議論が必要と考えています。

また **SH** 一同は、**NAP 原案**に対して多くの **SH** から出された意見の中でも、特に **NAP** の実施、モニタリング、見直しのプロセスの透明性及び実効性の確保について共通した意見が見られたので、この点についての具体化のために議論を行いました。

さらに、本書でも述べる通り、現在 **COVID-19** のパンデミックが私たちの経済社会生活そのものに甚大な影響を及ぼしており、感染防止等のために採られる政策措置により、企業活動に関連した人権への負の影響にも懸念が表明されています。その意味で、**COVID-19** の危機は、企業活動が人権に及ぼす影響が大きいことを明らかにし、この危機を通じて指導原則の価値及び基準の重要性がより明確になっています。そこで、**COVID-19** の危機を踏まえ、**NAP** を現実在即したより実効性のあるものとし、人権への影響、特に脆弱な人々に対する負の影響の防止、軽減、救済について **NAP** に取り入れるべく議論を行う必要があると考えます。

そこで、以下の通り、改めてここに **SH** の意見が最低限一致する要請事項（「**SH 共通要請事項**」）を、**NAP に具体化して反映し、これに応じた仕組みを導入**することを要請します。

また、**SH 共通要請事項**を含む本要請書を、第 6 回作業部会並びにそれ以降の作業部会及び諮問委員会において議題として取り上げ、配布資料として取り扱い、適した時期に政府から公開することも併せて要請します。さらに、**SH 共通要請事項**を上回る各 **SH** の主張、第 2 回諮問委員会における各委員からの指摘事項、パブリックコメントに寄せられた意見についても、今後の **NAP** 策定プロセスにおいて議論のうえ、理由を付した採否を明らかにされるよう要請します。

ステークホルダー共通要請事項（第2）

第1 第1要請書に基づく共通要請事項の反映

昨年提出したSH共通要請事項は、SHの意見が最低限一致する事項であり、NAPが満たすべき内容の最低ラインといえますが、NAP原案においてこれらが十分に反映されていません。そのため、SH一同は、政府に対して、第1要請書に記載されたSH共通要請事項がどの程度NAP原案に反映されているかを明らかにする対応表の作成を要請するとともに、第2回諮問委員会における各委員からの指摘事項及びパブリックコメントに寄せられた意見をNAP原案にどう反映させるかを検討する際に、SH共通要請事項における個々の要請内容の反映の可否とその理由についてさらなる議論を行うこと要請します。¹

第2 ステークホルダー関与型のNAP実施・モニタリング・改定の体制整備

以下の通り、NAPの信頼性を確保し、その目的を効果的に達成するため、以下の要素を基本とした、透明性・包摂性・実効性の担保されたNAPの実施・モニタリング・改定のための体制をNAPに記載することを要請します（NAP実施・モニタリング・改定手続きの参考例として別添資料1を添付します）。

A. 実施・モニタリングにあたり、PDCAサイクルを実施できる体制の整備

- a. 省庁間の政策の一貫性の推進や調整を図るための政府機関の特定・会議体の設置（内閣府などの特定の省庁に司令塔組織としての会議体を置くことも検討する）。
- b. NAPの各具体的措置に責任を持つ省庁の特定（指導原則の求めるビジネスと人権の保護、企業による尊重を直接担当する国内部署も参画）
- c. NAPの各具体的措置について、具体的な取組み事項、期限、KPI等の特定と文書化（SMART指標（Specific, Measurable, Achievable, Relevant, Time-bound）に基づく具体化）
- d. 各具体的措置に対するKPIに加え、NAP全体の効果を測定するKPIの策定
- e. NAP実施に必要な関係団体との連携（政府関連機関、シンクタンク、国内外の経済団体及び労働組合組織、NGO/NPO、関連国際機関など）、特に日本企業の海外展開に関わる関係機関（海外における政府関連機関現地事務所を含む）の役割特定
- f. NAP実施に関する政府報告を行う定期会議の開催、政府による報告書の作成
- g. NAP実施・モニタリングに必要となる予算の確保

B. プロセス全体における透明性・包摂性の確保

- a. SHが参加した形でのモニタリングのための会議体の設置（作業部会・諮問委員会に準じたものが考えられる）
- b. 負の影響を受けるリスクの高い社会的に脆弱なグループを含む当事者及びその支援団体から意見を聴く手続の確保

C. 影響評価・改定プロセス

- a. 実施・モニタリングの成果をまとめた政府報告書の作成
- b. NAP自体の影響評価に加え、人権への負の影響と既存の政策とのギャップ分析の実施

¹ SH共通要請事項とこれに関連するUN指導原則やNAPガイダンスの記載を確認する際には、[ILOバックグラウンドペーパー](#)「NAPに向けた関連文書の分析～主要テーマごとの参照事項の集約～」を参照されたい。

- c. 上記を踏まえた NAP の改定プロセスにおける SH の関与とその意見の反映

第3 コロナ危機を通じた人権への影響とその対応についての NAP への組み込み

現在 COVID-19 のパンデミックがあらゆる人の経済社会活動に甚大な影響を及ぼしており、感染防止等のために採られる政策措置によって、企業の事業継続及び持続可能なサプライチェーンへも危機が生じており、政府を中心に社会経済を支えるすべての主体に責任ある行動と協働が求められています。現在認識されている COVID-19 の人権への影響として、国内外における失業の増加、労働環境の悪化、危険有害労働（児童労働、強制労働、人身取引含む）の増加、非正規雇用労働者や外国人労働者に対する差別的取扱い、とりわけインフォーマルセクターにおける甚大な負の影響、さらにはデジタル監視技術の活用によるプライバシー侵害などが懸念されており、また、失業や労働環境の悪化に伴い、家庭における、特に女性、子ども等に対する負の影響が生じています。

他方、企業が危機の中で課題に立ち向かう行動を起こし、脆弱な人々を困難な状況から救い出す例も報告されています。人権が危機に晒されている現在の状況下において、企業が人権への負の影響に適切に対処し正の影響を最大化することができる政策を政府がとることは、国家の人権保護義務を果たす意味合いのみならず、危機によってもたらされる新しい価値観との共存、レジリエントな経済社会の構築、創造的復興（Build Back Better）の実現に向けて極めて重要であり、誰一人取り残さないという SDGs の理念を実現する基礎となります。この意味で、COVID-19 は個人の尊厳にかかわる人権の課題かつビジネスの課題といい得、UNWG も、COVID-19 の対処における UNGP の重要性を指摘し、政府とビジネスが「持続可能で人間中心の」アプローチで対処すべきと言及しています²。

以上を踏まえ、COVID-19 のもたらす、国内はもとよりグローバル経済社会への影響という文脈で、この時点における NAP 策定の意義を再確認した上で、COVID-19 によって明らかになった課題を十分に考慮し、NAP において指導原則をどのように活用し実行していくのかについての政府の現実に即した方針の提供と、これに沿った NAP の実施を要請します。NAP を社会全体の理解と協力の上で実施・推進するためにもこの方針がすべての人にとって必要となります。COVID-19 の世界的感染による危機に直面した世界で最初の NAP となり得る日本の NAP において、責任ある企業行動を促進しつつ、ビジネスが人権に及ぼすプラスの影響を最大限発揮させて、また COVID-19 を経験した我々の世界が持続可能な発展に向けて行動していくようなメッセージが発せられるように工夫を行うように要請します。

別添資料：

1. NAP 実施・モニタリング・改定手続きの参考例
2. NAP 原案の記載とステークホルダーの主な関係意見
3. 関連する NAP ガイダンスの記載

² [Statement by the UN Working Group on Business and Human Rights](#) - Ensuring that business respects human rights during the Covid-19 crisis and beyond: The relevance of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights

透明性・包摂性・実効性の担保された SH 関与型の NAP 実施・モニタリング・改定システム (参考例)

NAP の信頼性を確保し、その目的を効果的に達成するため、以下の仕組みを基本とした透明性・包摂性・実効性の担保された NAP の実施・モニタリングシステムの構築を要請する。具体的には、KPI を伴った NAP 実施要領を策定し、これを独立したモニタリングタスクフォースに報告してその意見を聴取することによって監視するプロセスであり、その過程への SH の関与を保障すべきである。

中でも、特に負の影響を受けたまたは受けている脆弱な集団に属する個人もしくは集団の意見を聴く手続きを重視したモデルとすべきである。

※本参考例は、SH 関与型の NAP 実施・モニタリング・改定システムの整備に向けた対話の基礎とすることを意図しており、現時点では、以下の記載をそのまま政府に要請することを意図するものではない。

① NAP 実施要領の策定・公表

- a. 実施要領全体の遂行に責任をもつ省庁（Lead Ministry³）（複数の省庁による合議体も検討）及び窓口担当者（Focal Point）の選定⁴
- b. NAP に記載された各「具体的な措置」の実施に責任をもつ省庁の特定
- c. 各「具体的な措置」について、SMART 指標（Specific, Measurable, Achievable, Relevant, Time-bound）に基づく更なる具体化
- d. 各「具体的な措置」に対する KPI に加え、NAP 全体の効果を測定するための KPI の特定：KPI は以下の各事項を満たすものとする⁵
 - UNGP の各原則の趣旨に沿った内容とすること
 - [ICAR/DIHR Toolkit National Baseline Assessment Template](#) に基づくギャップ分析を踏まえた内容とすること
 - 特に政府の取組に関して、Universal Periodic Review、ILO Supervisory Mechanism、その他国際人権条約に基づく報告で用いられる指標、及び SDGs Indicators ととも有機的に関連させること
 - 特に企業の取組に関して、ジェンダーギャップ指数、SDGs インデックス&ダッシュボード（SDSN レポート）、企業人権ベンチマーク（CHRB）などとも有機的に関連させること⁶
 - 定性的・定量的な指標を NAP の目的に沿って定めること
 - 第三の柱、救済に関する事項については、司法府にも諮問すること
- e. ステークホルダー、政府関係団体（政府の海外出先機関含む）、地方公共団体、国際機関などとの協働が必要な「具体的な措置」に関して、協力体制の構築に向けた調整（例：公務員向け及びビジネス向け啓発活動についての協力体制など）
- f. 必要な予算と人的資源の特定

³ 内閣府を検討（参考：経団連意見）

⁴ NAP の具体的な措置を実施する政策担当部署は、Focal Point に対して適時、適切かつ十分なインプットを行うとともに、モニタリングタスクフォースとの定期会合に必要に応じて参加する（参考：経団連意見）

⁵ [Human Rights Indicators – A Guide to Measurement and Implementation](#) OHCHR, 2012 も参考とすべきである。

⁶ 参考：GCNJ 意見

- g. 以上を経て作成された実施要領の案について下記②に従い設置するモニタリングタスクフォースへの諮問及び UN NAP Working Group への諮問
- h. 関係府省庁連絡会議による採択
- i. 公表、立法府への報告

② NAP モニタリングのための会議体（モニタリングタスクフォース）の設置

- a. マンデート
 - NAP 実施要領案に対する意見申述
 - 定期的な会合を通じた、Focal Point に対する情報提供要請とこれに対する意見申述
 - SH その他関係者から Focal Point に対する情報提供及び意見申述（特に政策要望や好事例の共有など）
 - 負の影響を受けたまたは受けている脆弱な集団に属する個人もしくは集団に対する意見申述の機会の付与
 - その他 NAP の透明性・包摂性・実効性を担保する目的を達成するために必要な行為
 - なお、NAP 策定段階の SH 関与の方法に倣い、タスクフォースを 2 段階組織とし、情報収集及び意見交換を行う部会と政府への意見申述及び調整を行う部会とで構成する案についても検討
- b. 構成員
 - 作業部会・諮問委員会の各委員の所属組織を中心に、幅広いステークホルダーの意見を代表する構成委員の選定⁷
 - 必要に応じて、政府関係機関（政府の海外出先機関も含む）、地方公共団体、国際機関、中小企業を含む個別企業、専門分野ごとの有識者などによる参加
- c. リソース
 - タスクフォースの開催に必要な場所の提供など、政府による人的経済的支援

③ モニタリングの実施

- a. Lead ministry または Focal Point による、タスクフォースに対する、定期的な会合（初年度を除き、2 年目以降少なくとも 2 カ月に 1 回）を通じた、実施要領遂行に関する定期報告
- b. Lead ministry または Focal Point による、タスクフォースから出された意見または情報提供要請への返答
- c. 関係府省庁連絡会議による、NAP 実施に関する中間報告書の作成：中間報告書には少なくとも以下の内容を含めるものとする
 - KPI に基づく NAP の目的達成度合の分析
 - [ICAR/DIHR Toolkit National Baseline Assessment Template](#) に基づくギャップ分析⁸
 - ステークホルダーによる意見
 - NAP 改定に向けた課題及び提言
- d. 中間報告書の公表、立法府への報告
- e. 中間報告書に基づく NAP 実施要領の必要に応じた変更
- f. 上記の(a)定期報告及び(b)中間報告に基づく、NAP の実施状況についての国連人権条約機関及び国連 High Level Policy Forum への報告

⁷ 包摂性に配慮（参考：日弁連意見、市民社会 PF 意見）

⁸ 参考：市民社会 PF 意見

④ 影響評価及び改定

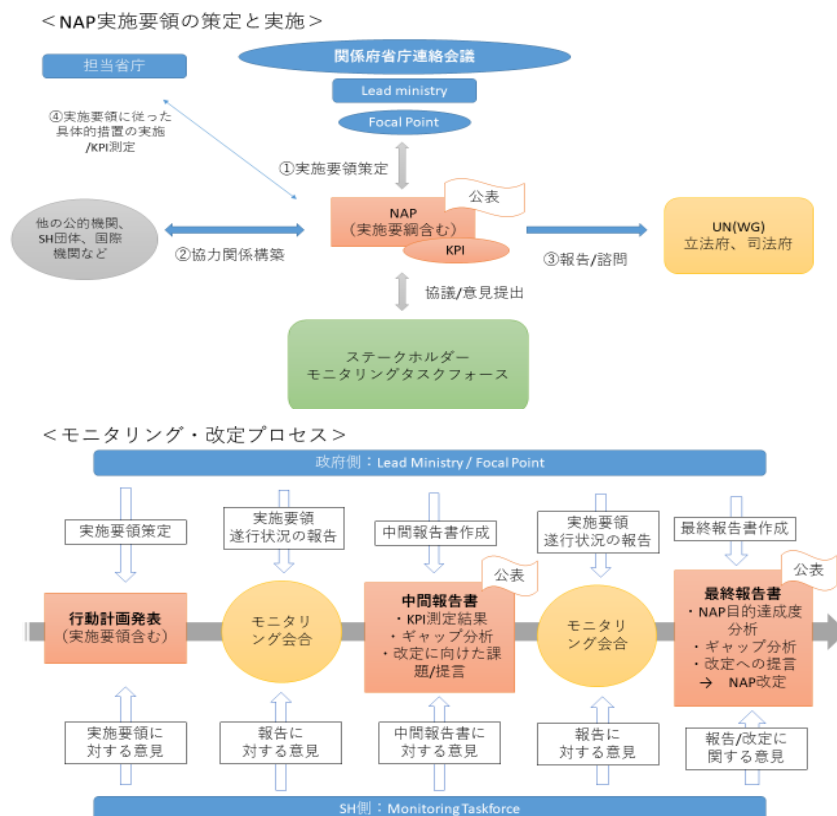
上記の NAP 実施要領の遂行及びモニタリングの過程を通じて得られた情報及びステークホルダーとの議論を踏まえ、以下を内容とする NAP の影響評価と改定のプロセスの構築を要請する。

- a. 関係府省庁連絡会議による、NAP 実施に関する最終報告書の作成：最終報告書には少なくとも以下の内容を含めるものとする
 - 中間報告書を踏まえた NAP の目的達成度合いの分析
 - [ICAR/DIHR Toolkit National Baseline Assessment Template](#) に基づくギャップ分析
 - ステークホルダーによる意見
 - 改訂版 NAP への提言
- b. 最終報告書の公表、立法府への報告
- c. 最終報告書の提言に基づく NAP 改訂版の策定

⑤ NAP に関する情報を集約するウェブサイトの構築

NAP に関係するすべてのステークホルダーに対し、ビジネスと人権に関する最新の情報を提供しその活動を促進するほか、好事例の頒布によって相互学習の機会提供と企業の競争力強化につなげる観点から、以下の情報を掲載するウェブサイトの開設と随時のアップデートを要請する。

- a. NAP に関連する国際人権文書及び国内外の法令に関する情報
- b. ステークホルダーの取組み（企業の責任あるビジネス慣行や労働組合の活動の好事例）
- c. 中小企業向けコンテンツ
- d. その他ビジネスと人権に関する課題の意識啓発に役立つ情報



＜NAP 原案の記載＞

第 4 章 行動計画の実施・見直しに関する枠組み

1. 関係府省庁連絡会議を設け、各府省庁は関連する施策を実施する。
2. 行動計画の期間は令和 2 年度（2020 年度）を初年度とし、令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とする。
3. 行動計画の実施状況を、毎年、関係府省庁連絡会議において確認する。また、その結果について、ステークホルダーと対話の機会を設ける。
4. 行動計画公表から 3 年後を目処に、関係府省庁連絡会議において、5 年後の見直しに向けて、関連する国際的な動向及び日本企業の取組状況について、意見交換を行う。その結果について、ステークホルダーと対話の機会を設ける。
5. 行動計画公表から 5 年後に、関係府省庁連絡会議において、行動計画の見直しを行う。その際、ステークホルダーの意見を聴取する。

＜ステークホルダーの主な意見＞

■ 日本経済団体連合会：

① 人権を尊重する経営の推進と我が国の行動計画（NAP）に対する意見（19 年 11 月 11 日）

・策定プロセス

NAP 策定後、5 年後に見直すことと、中間レビューを 3 年目に実施することを NAP の中で明記すべきである。併せて、達成度を検証する前提として、PDCA を回すことが可能となるような具体的な取組み事項、期限、KPI 等を施策ごとに設けることが望ましい。

・推進体制

各省庁の国際部門だけでなく、指導原則の求めるビジネスと人権の保護、企業による尊重を直接担当する国内部署も参画した推進体制とすべきである。政府による人権保護、企業による人権尊重への取組みを推進するため、政府関連機関やシンクタンク、NPO の活用、関連国際機関との連携など、NAP の実施に十分な資源を投入すべきである。併せて、日本企業の海外のサプライチェーンにおける取組みを支援するための政府の海外出先機関（外務省大使館、総領事館、JETRO、JICA 等）の役割を明記すべきである。省庁間の政策の推進や調整を図るため、内閣府に司令塔組織としての会議体を置くことも検討する。

② NAP 策定諮問委員会（第 2 回）二宮雅也委員発言（20 年 2 月 4 日）

中小企業に対しては、情報ウェブプラットフォーム以外にも、具体的に活用できるツールの開発やコンサルティング機能の充実等の推進体制が必要ではないか。

■ 日本労働組合総連合会：

NAP 策定諮問委員会（第 2 回）相原康伸委員発言（代読）（20 年 2 月 4 日）

「行動計画の見直しについて」国際情勢の変化にともなう企業活動を取りまく環境の変化を踏まえ、3 年が適当。見直しに向けてステークホルダーとの対話を行うことが、我が国の国際的な信頼を確かなものとする上で重要。

■ 日本弁護士連合会：

① ビジネスと人権に関する行動計画に盛り込むべき具体的な事項・施策に関する意見書（19年11月21日）

(3) 実施指標及び関係府省庁の特定の必要性

さらに、国連ガイダンス付録2に推奨されているとおり、NAPに示された施策が確実に実施され、また進捗状況の評価が可能とするためには、NAPにおいて実施指標（KPI）や各施策の実施を担当する関係府省庁を特定することが必要である。

② 「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案に対する意見書（20年3月17日）

3 施策の記載の具体化及び充実並びに実施指標及び関係府省庁の特定の必要性

指導原則を実効的に実施するためには、実施中の法令・政策と指導原則における国際人権規範に則った要求事項との関係性を整理し、そのギャップの補填のための具体的措置を提示することが不可欠である。よって、NAPにおいて、国際人権規範に照らし必要と考えられる、各項目に関し今後実施する措置の記載を具体化し、より一層充実させることを求める。とりわけ企業活動の影響は国内外にわたることから、国内外のサプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みや国内人権機関を含む救済メカニズムの整備・改善に関する具体的措置の提示は重要である。

その上で、国連ガイダンス付録2に推奨されているとおり、NAPに示された施策が確実に実施され、また進捗状況の評価を可能とするために、国がNAPにおいて実施指標（KPI）や各施策の実施を担当する関係府省庁を特定することを求める。

4 実施及び見直しのプロセスにおけるステークホルダー参加の充実

NAPは、実際の施策や制度の中で実現され、その実施状況が不断に監視され、必要に応じて修正・拡充される生きた文書でなければならない。そのために、NAPでは実施及び見直しの仕組みを実効的にすべく、非差別と平等の確保やジェンダー及び子どもの人権の観点をはじめとする国連ガイダンスが勧告する要件と原則を考慮することを求める。また、国連ガイダンスの趣旨に従い、NAPの実施及び見直しの段階におけるステークホルダーとの対話に当たっては、その包摂性と透明性を十分に確保した上で、その機会を一層充実させることを求める。

③ NAP策定諮問委員会（第2回）大村恵実委員発言（20年2月4日）

「第4章」に関して、行動計画の実施状況のモニタリングには、国連ガイダンスに従い、KPI（重要業績評価指標）や取組を実施する府省庁名を特定して盛り込むべき。

■ ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム：

① ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）策定への市民社会からの意見書（20年1月23日）

(4) ギャップ分析により政策の有効性を確保してください

現在、ギャップ分析がなされないまま NAP 策定へのプロセスが進められています。これで本当に問題の解決に結びつくのか、大きな疑問が残されたままです。策定までのプロセスにおいてギャップ分析の努力をするとともに、少なくとも、NAP 改定のプロセスにおいてギャップ分析が必要であることを NAP 自体に明記することを要請します。

2018 年のベースラインスタディ意見交換会及び同報告書では、政策や施策の枠組みは説明され、一定の整理もなされましたが、ビジネスと人権の観点から、現実の問題を解決するためにそれらの枠組みが有効で十分なものであるのか、の検討結果が示されることはありませんでした。2019 年 7 月に「ビジネスと人権に関する我が国の行動計画（NAP）の策定に向けて」で示された「優先分野」5 項目も、ギャップ分析に基づくものではありませんでした。

現にある問題を解決すべき課題として認識し、その解決のための有効な方法を検討し、そして実際に手立てを行うのが政策や施策です。NAP で求められている政策・施策も同様に、ビジネスと人権の観点から、負の影響が及んでいる現実の問題を洗い出し、その解決のために現状の政策・施策は果たして有効で十分なものであるかを検討するのがギャップ分析です。政策形成の基本であるギャップ分析が欠落したままでは政策の有効性に疑問が生じ、また指導原則に基づいていないことにもなり、NAP の信頼性も揺らぎます。

(5) 改定のプロセスを確実なものにしてください

NAP ガイダンスは、指導原則への準拠、包摂性と透明性の確保などともに、NAP の改定を「不可欠の条件」としています。政府も改定を前提としていますが、改定は適切な時期に行い、また包摂性と透明性など NAP 策定プロセスに求められる要件を欠落させることのないよう要請します。

社会の動きは激しく、ビジネスと人権をめぐる状況も同様に激しく変化します。新たな課題も出てきます。こうした中で実施される NAP は、ひとたび策定されれば終わりではなく、継続して改定されることが前提です。この改定にあたっては以下の点を改めて要請し、その内容を最初の NAP において明確に記述することを求めます。

- ① 改定は3年後とするべきです。現在 NAP の「行動計画期間」は5年とされ、5年後の改定が予定されていますが、変化の激しい現実に対応し、NAP を「生きた文書」とするには5年はあまりに長く、3年とすることを強く求めます。
- ② 改定の前提としてモニタリングが必要です。またモニタリングは政府内の限られた範囲ではなく、少なくとも最初の NAP の策定時のようにステークホルダーとの協議を含めて行われることが必要です。
- ③ モニタリングのための指標が必要です。この指標を最初の NAP において明示するべきです。
- ④ 改定のプロセスにおいても、最初の NAP の策定プロセスと同様の、負の影響の特定に基づいたギャップ分析、ギャップ分析に基づいた優先分野の特定、そうしたプロセスでの包摂性と透明性の確保、関係するステークホルダーとの協議などが求められます。これらが最初の NAP 策定プロセスにおいて不十分なのであれば、少なくとも改定プロセスでの実現を目指すべきです。

② 「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案に対する意見（20年3月3日）

2. 説得力と実効性のある行動計画にするため、既存の施策の有効性を分析してください。

【意見 4】

- 該当箇所：全体（具体的な記述要請は第4章）
- 意見内容：人権への負の影響の特定とギャップ分析を行うことの必要性、及びこれら NAP 改定プロセスにおいて行うことを、今後の課題として第4章に記述してください。

【理由 4】

ビジネスと人権に関連してどのような現実の問題があり、その問題に対して既存の諸施策はどのように十分または不十分であるのかの説明がないまま「具体的な措置」が並べられています。つまり、人権への負の影響と既存の施策のギャップに関する記述が欠落しています。その結果、NAP 原案に示されているそれぞれの「具体的な措置」が、人権への負の影響に有効に対処するものであるのかが明確になっていません。これは、指導原則と NAP ガイダンスが求めるギャップ分析が行われないまま NAP 策定プロセスが進められてきた結果であり、有効に対処するために必要な施策・措置を新たに検討していくためにも、ギャップ分析を今後の課題として NAP に記述しておくべきです。

4. NAP 改定のプロセスが有効なものとなるよう、第4章の内容を修正・追記してください。

【意見 8】

- 該当箇所：第 4 章
- 意見内容：「見直し」を「改定」に改めてください。

【理由 8】

NAP ガイダンスは NAP の「改定」(update)を「不可欠の基準」(essential criteria)として求めており、改定に至るプロセスの中での「見直し」(review)とは概念を区別しています。誤解を招く用語は避けなければならない、第 4 章全体にわたって「見直し」という表現を「改定」に改めるべきです。

【意見 9】

- 該当箇所：第 4 章 1
- 意見内容：「行動計画の実施に関する枠組み」を、各施策の担当府省庁も含めて具体的に記述してください。

【理由 9】

第 4 章では「行動計画の実施に関する枠組み」を記述する必要がありますが、具体性のない不十分な記述にとどまっています。それぞれの「具体的な措置」をどの府省庁が実施するのかを明確に示す必要があります。NAP ガイダンスも「関係政府機関」(Relevant Government entity)を示すよう求めています(付録 2)。

【意見 10】

- 該当箇所：第 4 章 2
- 意見内容：行動計画の期間を 5 年ではなく 3 年にしてください。

【理由 10】

「ビジネスと人権」をめぐる現実の動きは激しく、市民も企業もその影響を受けます。気候危機の進行や AI の展開など、人権に関わる予断を許さない状況も控えています。SDGs をめぐる動きとの整合性も随時問われていきます。また、ギャップ分析や優先分野の特定など、現状の NAP 原案での不十分な点の解決は NAP 策定後に引き継ぐ必要があります。こうした状況のもと、行動計画期間の 5 年はあまりに長く、3 年とするべきです。

【意見 11】

- 該当箇所：第 4 章 3 及び 4
- 意見内容：「行動計画の実施状況の確認」及び「関連する国際的な動向及び日本企業の取組状況の意見交換」については、その「結果について」だけでなく、「確認」と「意見交換」それ自体のプロセスに、ステークホルダーがモニタリンググループとして関与する中で行うことが明確になるよう記述を改めて下さい。

【理由 11】

NAP の策定から改定までのすべてのプロセスで包摂性が必要です。NAP ガイダンスでは、実施状況のアセスメントのプロセスでも関係するステークホルダーとの協議が含まれるべきであるとし、マルチステークホルダーによるモニタリンググループの設置を検討すべきとしています。

【意見 12】

- 該当箇所：第 4 章 3
- 意見内容：「実施状況」を評価指標によって確認することを明記してください。

【理由 12】

「行動計画の実施状況を、毎年、関係府省庁連絡会議において確認する」と記述されているだけで、「具体的な措置」の実施状況を「確認」する際の具体的な基準が明記されていません。これでは公正で客観的な「確認」が担保できません。行動計画の実施状況を評価指標によって確認することを明記するとともに、「2020 年半ば」の NAP 公表までに評価指標を策定する必要があります。また、これらのプロセスにもステークホルダーとの協議が必要です。NAP ガイダンスも、「NAP の改定は、企業に関連する人権への負の影響を防止・軽減・救済するために既存の NAP が実際にどの程度効果があったかについての徹底した評価に基づくべきである」とし、「実施指標」(Performance indicators)を示すよう求めています(付録 2)。

【意見 13】

- 該当箇所：第 4 章
- 意見内容：「実施状況の確認」の結果を公表することを明記してください。

【理由 13】

「実施状況の確認」のプロセスにおいても透明性は不可欠の基準です。NAP ガイダンスも、「政府は、評価の結果を、アセスメントとともに一般に公開すべきである」としています。

③ NAP 策定諮問委員会（第 2 回）若林秀樹委員発言（20 年 2 月 4 日）

国連が提唱する人権の主流化を念頭に、各府省庁の活動全てが人権の保護に通じると考え、国際人権基準や指導原則に沿って既存の取組を整理していくことが必要。日々の活動の中で取り組むことで、政策の一貫性が担保される。

「第 4 章」に関し、3 年後の見直しは、フォロー体制や予算等を提示する必要がある。「（3 年目の関係府省庁連絡会議の）結果について、ステークホルダーと対話の機会を設ける」とあるが、実施状況の確認の段階で、ステークホルダーと意見交換をする必要がある。

（同じく「第 4 章」では）行動計画の見直しのために K P I を設定したほうが良い。評価基準の検討過程で、目標と現状のギャップの特定に繋がる課題も見えてくる。

■ グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン：

① 「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案に対する意見（20 年 3 月 16 日）

2. 『行動計画の実施・見直しに関する枠組み』（第 4 章 p20～21）について、5 項目の記載があるが、第 3 項を次のように修正いただきたい。

「3. 行動計画の実施状況を、毎年、関係府省庁連絡会議において確認する。実施状況の報告には、目標と現状およびギャップについて進捗を定量的に測る。目標の再設定や施策の修正、評価方法の改善のプロセスにおいて、ステークホルダーの参加を図る。」

（理由）

国連の国別行動計画ガイダンス（NAP ガイダンス）により、行動計画の策定及びアップデートにおいて、「ステークホルダーの参加が許され見解が考慮されなければならない。」こと及び「定期的な見直しにおいては、変化する状況に対応し累積的な進捗を目指さなければならない。」ことが、不可欠な必要条件とされている。

3. 『行動計画の実施・見直しに関する枠組み』（第 4 章 p20～21）に関し、意見 2 に加えて、国際的な指標、例えば「ジェンダーギャップ指数」、「SDGs インデックス & ダッシュボード（SDSN レポート）」、「企業人権ベンチマーク（CHRB）」などに基づく目標値（KPI）を設定し、モニタリングを実施していただきたい。そして、国民に分かりやすい形で進捗状況を説明していただきたい。

（理由）

「行動計画の実施状況を、毎年、関係府省庁連絡会議において確認する。」とされているが、目標値や評価方法の記述がないため、確認、改善、見直しそのものがない。また、グローバルな指標の採用によって、国際的に取組が説明でき日本の行動計画として評価できる。

② NAP 策定諮問委員会（第 2 回）有馬利男委員発言（20 年 2 月 4 日）

（「第 4 章」に関して）一定の時間の中で国として大きな問題を解決していくという点から考えると、解決すべきテーマや課題をもう少し明確にすべき。3 年後、5 年後までに解決すべき課

題、目標や現状、目標とのギャップ等を明確にする事で、見直しの際に、進捗状況が明確になる。

行動計画（原案）の概要紙（当日配付資料4）では、「レビュー」と記載されている箇所が、行動計画（原案）では「意見交換」と記載されている。進捗状況を測る体制を当初から作り、盛り込んでいくことが重要。

■ 中小企業家同友会全国協議会：

「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案に対する意見（20年3月16日）

10. 今後の政府の対応について

(1) 行動計画の実施について

今回の行動計画の策定プロセスを通して省庁・ステークホルダー間の関係性が強まったことは一つの成果であると考えられます。行動計画の実施に関しても、今回強まった省庁・ステークホルダー間の関係性を生かし、関係府省庁および関連するステークホルダーを含めた恒常的な推進組織を設け、実施状況の確認等を行うことが、行動計画の実効性を高める上でも重要と考えます。

(2) 行動計画の見直しについて

行動計画の見直しについては、変化の激しい状況を踏まえ、見直し期間は3年とし、上記の推進組織で行動計画の実施状況の確認等と平行して次期行動計画の検討を行うことが望ましいと考えます。また、行動計画の策定に際しては、国が負う人権保護義務に関するギャップを特定し、それを補う政策を盛り込むことが重要と言われています。今回の策定にあたっては、ギャップの特定が不十分であったとの指摘もあります。行動計画の見直しにあたっては、「国際的に認められた人権」に基づいてギャップの特定をていねいに行い、①どのようにしたら人権が遵守されるのか、②その阻害要因となっているものは何か、③それを取り除くための方策はどのようなものか、の観点で議論を積み上げることが重要です。

■ 全国消費者団体連絡会：

「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案に対する意見（20年3月16日）

[意見2]（該当箇所：第1章、第2章、第4章）P4.第1章.3.(2)、P6.第2章、p20.第4章.1

・意見内容

行動計画の確実な実施のために、関係省庁間の連携だけでなく、各施策の担当省庁を明確化してください。

・理由

NAP（国別行動計画）の実効性を確保するために、政府として責任を持って関係省庁・地方公共団体を含めた「政策の一貫性」を確保するとともに、各施策に対して、誰が責任を持って担当・遂行するのかを明確にしてください。

[意見6]（該当箇所：第4章、その他）P20.第4章

・意見内容

外務省ホームページなどに、消費者・事業者・行政でグッドプラクティスを共有できるような仕組みを設けることを求めます。

・理由

行動計画への理解を深め、実践につなげていくには見える化が必要です。旗振り役である外務省のホームページ等にグッドプラクティスを共有できるような仕組みを設けることを求めます。

[意見7]（該当箇所：第4章）P20.第4章.3

- ・意見内容

行動計画の検証・評価のため、各施策についての客観的な評価指標と具体的な KPI を設定してください。

- ・理由

フォローアップ策として、毎年度進捗を確認し、また 5 年後の改正の予定が明記されていますが、計画のブラッシュアップのためには、検証・評価を適切に行うための客観的な評価指標と具体的な KPI の設定が必要です。

■ 日本消費者協会：

NAP 策定諮問委員会（第 2 回）河野康子委員発言（20 年 2 月 4 日）

行動計画を「見える化」するため、グッドプラクティスを共有できるようなプラットフォームを外務省のホームページ等に整備頂きたい。

（「第 4 章」に関連し）検証、評価を適切に行うための客観的な評価指標を含んだ、具体的な KPI を設定して頂きたい。また、取組実施府省庁を明確にして頂きたい。

■ スチュワードシップ研究会：

「ビジネスと人権」に関する行動計画 原案への意見（20 年 3 月 17 日）

【第 4 章 行動計画の実施・見直しに関する枠組み】について

（提案）「1.関係府省庁連絡会議を設け、各府省庁は関連する施策を実施する。」に続けて「実施結果、進捗等を毎年レビューし HP で公表する。」ことを追記する。また、行動計画の各分野において、検証可能な具体的な目標（KPI）を設ける。

（理由）行動計画を実効性のあるものとするため、企業の実施状況については、毎年、上場企業の受け入れレベル、受入数等を調査し、これを政府機関の HP で公表する（日本語/英語）ことにより、国内企業に浸透する動機付けになると思われます。

また、行動計画の実効性を高めるには、検証可能な具体的な目標を示すことも必要と考えます。例えば、Global Slavery Index の国別ランキング、世界経済フォーラムのジェンダーギャップの国別ランキング、企業による実施状況の目標値などが考えられます。

（提案）5.「・・・5 年後に、・・・行動計画の見直しを行う」を「3 年後」とし、同様に、4.の「・・・5 年後の見直しに向けて・・・」も「・・・3 年後の見直しに向けて」に変更する。

（理由）世界の経済環境の変化や ESG への関心の高まり、各国の対応スピードがますます早くなっていることを踏まえ、スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードと同様に、3 年程度での見直しが必要と考えます。関係府省庁連絡会議における毎年の確認とステークホルダーとの対話の結果については、公表することをお願いいたします。

■ 日本サステナブル投資フォーラム（JSIF）：

NAP 策定諮問委員会（第 2 回）荒井勝委員発言（20 年 2 月 4 日）

「第 4 章実施・見直しに関する枠組み」では、企業の中期経営計画と同様、3 年後、5 年後に何を目指すのか記載すべき。

■ 銭谷美幸 第一生命保険株式会社 運用企画部長 兼 責任投資推進部部长：

NAP策定作業部会（第5回）発言（19年12月24日）

・コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードへの言及、国連責任投資原則（PRI）等への言及を評価。他方、行動計画策定の目的や取組では、既存の施策の延長が目立つ。先般、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数をみると、過去20年、段々悪化しているため、過去の施策が適切に機能していないこと、また、過去の施策の延長では不十分であるという現状を直視した施策が盛り込まれていない点は残念。

・行動計画の運用期間について、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードは3年で見直すことになっており、世の中の変化のスピードを考えると5年では長すぎるため同様の体制を検討すべき。

・昨今は、透明性の確保が重視されており、行動計画策定の議論の透明性が重要であるとの認識及び姿勢を具体的に示して欲しい。

■ 濱本正太郎 京都大学大学院法学研究科教授

NAP 策定諮問委員会（第2回）発言（代読）（20年2月4日）

⑨「第4章」では、「3年後を目処に」「5年後の見直しに向けて」「意見交換を行」い「ステークホルダーと対話の機会を設け」「5年後に」「行動計画の見直し」とされているが、今回の経験を踏まえると、1年での見直しは困難と思われるので、4年目から改訂作業に入ることを明記することが望ましい。

Phase 4: Implementation

Phase 4 outlines the UNWG's recommendations on the process and institutional set-up of NAP implementation and monitoring. The modalities of this process should be made transparent in the NAP.

The aim is that after phase 4, the measures defined for the time-span of the respective NAP will be implemented. Non-governmental stakeholders should have been able to monitor this process and their comments and recommendations should have been taken into account on a regular basis.

第 4 段階：実施

第 4 段階は、NAP の実施とモニタリングについてのプロセスと組織的な仕組みに関する UNWG の提言を説明するものである。このプロセスの手順は、NAP において明確にされるべきである。

その目的は、第 4 段階の後には、各 NAP のタイムスパンで定められた措置が実施されることにある。実施のプロセスは、政府以外のステークホルダーによってモニタリング可能なものである必要があり、また、これらステークホルダーのコメント及び提言は、定期的に考慮されなければならない。

Recommended steps:

11) Implement the actions defined in the NAP and continue cross-departmental collaboration

NAPs are only as effective as the implementation of the commitments made by the Government. The implementation of the NAP will be facilitated if, for each action outlined in the NAP, clear objectives, responsibilities, and timelines have been defined (see Annex II) and if the necessary financial resources are made available.

Collaboration among different Government branches led by a dedicated entity is crucial for the coherent implementation of specific actions and the NAP as a whole. Government actors should ensure continued cross-departmental collaboration and might consider reviewing and, where necessary, improving the format for cross departmental collaboration set up under step 2.

推奨されるプロセス

11) NAP に規定された活動の実施及び部局の垣根を越えた協力の継続

NAPs は、政府によるコミットメントが実施されてはじめて効果的になる。NAP において説明された活動ごとに、明確な目的、責任、及びタイムラインが規定されており（付録 2 参照）、かつ、必要な財源が利用可能である場合に、NAP の実施は促進される。

専任の先導的役割を果たす組織によってもたらされる政府の異なる部門間での協力は、具体的な活動及び NAP 全体の首尾一貫した実施にとって不可欠である。政府関係者は、部局の垣根を越えた継続的な協力を確保するべきである。また、政府関係者は、必要に応じて、プロセス 2 において設置した部局の垣根を越えた協力のための枠組みを見直し、枠組みの改良を検討することになるだろう。

12) Set up a multi-stakeholder monitoring group and define modalities of monitoring

In order to ensure continued multi-stakeholder involvement in, and oversight of, NAP implementation, Governments should consider setting up an independent multi-stakeholder monitoring group. Such a group should be composed of legitimate representatives from all relevant stakeholder groups, and might build upon the group created in step 3.

Effective monitoring requires transparency in relation to Government activities. The Government should therefore consider reporting on progress relating to NAP implementation to the multi-stakeholder monitoring group on a regular basis and take its recommendations into account. Also, a Government focal point should be designated to respond to requests and concerns regarding NAP implementation of non-governmental stakeholders.

Selected examples of practice phase 4:

The Government of the United Kingdom has committed in its NAP to regularly report on progress in NAP implementation.

The Finnish NAP proposes that the implementation of the measures outlined is monitored on a yearly basis by the Committee on Corporate Social Responsibility.

The draft of the Spanish NAP foresees a process of regular multi-stakeholder consultation and yearly reporting to a parliamentary committee during the implementation phase.

12) マルチステークホルダーによるモニタリンググループの設置及びモニタリング手順の制定

マルチステークホルダーによる NAP 実施への継続的な関与とモニタリングを確保するために、政府は、独立したマルチステークホルダーによるモニタリンググループの設置を検討すべきである。このグループは、全ての関係するステークホルダー・グループ出身の正当な代表者により構成されるべきであり、プロセス 3 において創設されたグループをベースとすることもありうる。

実効的なモニタリングには、政府の活動との関係で透明性が必要である。したがって、政府は、マルチステークホルダーによるモニタリンググループに対して NAP の実施に関する進捗を定期的に報告することを検討し、その提言を考慮に入れるべきである。また、政府の中心組織は、政府以外のステークホルダーによる NAP の実施に関する要求と懸念に対応できるように構成されなければならない。

第 4 段階についての実例

イギリス政府は、NAP の実施の進捗を定期的に報告することを、NAP においてコミットした。

フィンランドの NAP は、記載された措置の実施状況を、企業の社会責任に関する委員会が年 1 度モニタリングすることを提案している。

スペインの NAP のドラフトは、定期的なマルチステークホルダーの協議、及び、実施段階における、議会の委員会に対する年 1 度の報告のプロセスを予定している。

Phase 5: Update

Phase 5 describes the recurring process of evaluating and updating a NAP. The recommendations reflect the guidance provided for phases 1 to 3 of the initial NAP development. The date for the evaluation and update of a future NAP should be included in the NAP.

After phase 5, an updated version of the NAP should have been developed. This new version should tackle the most relevant remaining governance gaps and take into account progress made during the previous NAP implementation period, as well as the changing national and international context.

第 5 段階：アップデート

第5段階は、NAPの評価とアップデートに関して繰り返し発生するプロセスを説明するものである。本提言は、最初のNAPの策定における第1段階から第3段階までに規定された指針を反映している。NAPの次の評価と改定の時期は、NAPに含めておくべきである。

第5段階の後には、改訂版のNAPが策定されていなければならない。改訂版のNAPは、最も関係する残されたガバナンスギャップに取り組み、かつ、変化する国内及び国際状況と、既存のNAPの実施期間において生じた進捗を考慮しなければならない。

Recommended steps:

13) Evaluate the impact of the previous NAP and identify governance gaps

Any NAP update should be based on a thorough evaluation of the effectiveness of the previous NAP in regard to its actual impact in relation to preventing, mitigating, and remedying adverse business-related human rights impacts. When measuring progress, evaluators should refer to the performance indicators defined by the Government in the NAP as one of the benchmarks for the evaluation (see annex II). This evaluation should be conducted by an independent entity such as the NHRI, or other experts, and should include consultations with relevant stakeholders.

The evaluation should be complemented by an update of the assessments conducted in steps 5 and 6. This includes a re-assessment of the most relevant business and human rights challenges and the performance of Governments and businesses in implementing the UNGPs to address them. Relevant non-governmental stakeholders should be invited to participate and provide input. The credibility of the assessment will be heightened if Governments collaborate with their NHRI or other external experts.

The Government should make the results of the evaluation, as well as the assessment, publicly available.

推奨されるプロセス

13) 既存のNAPの影響の評価及びガバナンスギャップの特定

NAPのアップデートは、企業に関連する人権への負の影響を防止・軽減・救済するために既存のNAPが実際にどの程度効果があったかについての徹底した評価に基づくべきである。進捗を評価する際には、評価者は、評価のベンチマークの一つとして政府がNAPに規定した実施指標を参照すべきである（付録2参照）。この評価は、国内人権機関または他の専門家のように独立した組織によって行われ、かつ、関係するステークホルダーとの協議が含まれるべきである。

評価は、プロセス5及び6において実施されるアセスメントのアップデート状況によって補足されるべきである。この中には、最も関連性の高いビジネスと人権の課題や、それらの課題に対処するための政府と企業によるUNGPsを実施状況に関する再度のアセスメントが含まれる。その際には、政府以外の関係するステークホルダーも、参加し、インプットを与えるよう招待されるべきである。政府が国内人権機関または他の外部専門家と協力すれば、アセスメントの信頼性は高まることになる。

政府は、評価の結果を、アセスメントとともに一般に公開すべきである。

14) Consult interested stakeholders on actions to address gaps and identify priority areas

Interested stakeholders should be informed about the results of the evaluation and the re-assessment of the remaining governance gaps. They should be invited to provide their views and priorities on effective and adequate actions to address the identified gaps. Taking into account the

views of non-governmental stakeholders, Governmental entities involved in the NAP process should then identify the priority areas to be focused on in the updated NAP.

14) ギャップに対処するための活動に関しての関係するステークホルダーとの協議及び優先分野の特定

評価の結果と残存しているガバナンスギャップの再度のアセスメントの結果は、関係ステークホルダーに通知されるべきである。関係するステークホルダーは、特定されたギャップに対処するための実効的かつ十分な活動に関する見解と優先順位を提供するために招待されるべきである。NAP プロセスに参与している政府組織は、政府以外のステークホルダーの見解を考慮に入れて、改訂版の NAP において重視すべき優先分野を特定すべきである。

15) Draft updated NAP, consult, finalize, and launch it

Based on the assessments and consultations, Government entities should proceed to draft an updated version of the NAP. The draft should be consulted on with the non-governmental stakeholders previously identified; and then finalized and launched as an updated version of the NAP. For this part of the update process, the recommendations of the UNWG do not differ from the development of the initial NAP provided in steps 8, 9, and 10.

Selected examples of practice phase 5:

The Government of the United Kingdom has published an update of its initial NAP. The Danish NAP includes a commitment by the Government to regularly update its priorities with regard to UNGP implementation in alignment with the country's action plan on corporate social responsibility.

15) 改訂版の NAP の起草、協議、最終化、及び施行

政府組織は、アセスメントと協議に基づいて、改訂版の NAP の起草を進めるべきである。ドラフトは、すでに特定された政府以外のステークホルダーと協議した上で、改訂版の NAP として最終化・施行されるべきである。このアップデートのプロセスについての UNWG の提言は、プロセス 8、9 及び 10 が規定する最初の NAP の策定についての提言と異ならない。

第 5 段階についての実例

イギリス政府は、NAP の見直しとアップデートのプロセスに着手した。

デンマークの NAP には、企業の社会的責任に関する自国の活動計画に沿って、UNGP の実施に関する優先分野を定期的にアップデートする旨の政府によるコミットメントが盛り込まれている。

(日本語は認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウによる暫定訳⁹)

⁹ [国連ビジネスと人権に関するワーキンググループ「ビジネスと人権に関する国別行動計画の指針」](#)